



三重県議会議員
自民党会派

村林さとし

県政レポート

県政かわら版

2021年3月号

いつもありがとうございます。三重県議会議員をさせて頂いております、村林さとしです。2018年12月の一般質問と、2019年2月と6月に行いました代表質問についてまとめてご報告します。そして現在(2021年)からの視点で解説を加えました。

昨年コロナ禍の影響を見極めるために、このカラー版の県政レポートの発行を自粛いたしました。また、会派代表を務めさせて頂いていることもあり、通常は1年に1回程度である本会議場での質問が、1年に2回以上となっています。そのために、これまでってきた質問のご報告が滞つてきていまして、今回このような形での発行となったこと、ご理解頂きたいとお願い申し上げます。

2018年12月

一般質問の要約

◆アライグマによる獣害の状況とその対策について

質問 (村林さとし) 玉城町でアライグマに収穫直前のブドウを荒らされてしまって、収穫や収入に大きな痛手を被ったというお話を聞かせていただきました。県によりますと、アライグマ被害は鈴鹿市、亀山市、松阪市、玉城町にて急激に増加しているとのことです。これまでのサル、シカ、イノシシなどによる獣害と比べますと、比較的人口密集地でも被害が出ているというのが特徴だらうと思います。

そして、もう一つの決定的な違いは、アライグマは外来生物であるということです。生物多様性を脅かす存在です。

そこでお伺いします。アライグマは外来生物であり、在来種とは違った徹底し

た獣害対策が必要と考えますがいかがですか。

答弁 (農林水産部長 岡村昌和) ほぼ県内全域でアライグマの生息が確認されていまして、被害発生集落も平成24年に比べまして29年には約2.7倍に増加しているという状況です。

また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画を策定することで、電気柵の設置や小型捕獲檻の購入、また捕獲報償金に、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用が可能となります。現在12市町で計画が策定されています。県では、引き続き、計画が未策定の市町への策定支援を行います。

また、平成29年度からは、農業被害防止を目的とし、自らの農地において必要な安全対策を講じた場合には、狩猟免許を必要とせずに小型の箱わなによる捕獲も可能となっています。

解説

驚いたことにこのときの質問で、他の議員さんから最も注目され、新聞報道で取り上げられたのは、この項目でした。私が議員になって初めて取り組んだ、獣害対策という分野ですが、引き続き取り組んで参りますので何かありましたら、またお声をお聞かせください。

◆道路区画線の引き直し

質問 (村林さとし) 地域住民からの声として、道路区画線などの道路表示が消えていて危ない、困る、引き直してほしいというものが非常に多いです。

一定以上の磨耗、剥離した道路区画線については、予算のある、なしの問題ではなく、引き直す必要と責任があると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 (国土整備部長 渡辺克己) 県管理道路における区画線は、約1万キロメートルあります。区画線の引き直し基準では、現状の剥離度を調査し、剥離がないものをIとし、順次、剥離が進んでいるものをII、IIIとした上で、剥離が極めて進んでいるものをIVと区分し、剥離が進んでいる箇所から実施することとしました。しかし、剥離度IVと判断される極めて剥離が進んだ区画線だけでも、約1400キロメートルあることから、今年度だけで全ての引き直しはできない状況です。

次年度以降においても、引き直し予算の確保に努めるとともに、今年度の実施状況等もお示ししながら、基準の検証も行った上で、計画的に実施していくたいと考えております。

要望 (村林さとし) これは非常に命にかかる予算でもありますし、これは総務部に申し上げたほうがよいと思いますが、予算の確保の御努力をぜひともお願ひしたい、そのように強く要望させていただきます。

そして、国土整備部と、横断歩道などを担当する警察本部と両方かかわること

(裏面へ続きます)

なので、共同発注ということはできないかということを提案申し上げます。共同発注することで節約できる予算もあるのではないでしょうか。

解説

他の議員さんもこれまでに質問されていた問題ではあります、このときの議論で初めて、剥離度という基準が明らかになりました。この質問の後、新聞報道なども相次ぎました。予算も増え、今年度で剥離度IVについては引き直しが完了すると聞いていますが、まだまだ引き直しの必要な箇所は多く残っているものと考えています。

また、このとき提案した共同発注についても実現しています。

◆公共事業における地域維持型事業の拡大

質問 (村林さとし) 予定価格が事前公表されていることで、くじ引きによる落札が非常に多くなっています。

地域の建設業者は災害時などに自分の地域を守るんだという意識を強く持っております。にもかかわらず、くじ引きによって地域も技術も関係なく決まってしまうことについて嘆くお声をよく耳にします。

このままでは災害時に地域を守れなくなってしまうのではないかと大変心配しています。

地域維持型事業を拡大して旧Dランクと言われる900万円程度の工事も対象としてはいかがでしょうか、と提案します。

答弁 (県土整備部長 渡辺克己) 地域維持型業務委託につきましては、これまでの緊急修繕、雪氷対策に加え、道路除草も対象とし、拡大運用しているところでございます。

また、側溝整備などの地域維持型工事につきましては、地域維持型業務に携わっている建設企業への発注方法の検討を進めており、平成31年度から試行していきたいと考えています。

◆自動車運転免許証の自主返納

質問 (村林さとし) お年寄りが運転免許証を自主返納しようと思っても、最寄りの警察署が遠く、そこまで行くのは大変です。免許証の更新のように自主返納も身近でできるようにできないでしょうか。

答弁 (警察本部長 難波健太) まず来る平成31年1月からは、家族などの代理人による返納を受け付けられるように現在準備を進めているところでございます。

また、幹部交番などにつきましては、警察署と同様に自主返納の受け付けができるように窓口の拡大も検討してまいりたいと考えております。

◆その他の質問項目

◆漁業法の改正について

(海面利用制度の見直しについて、海区漁業調整委員の選出方法について)

◆幼稚園のない地域の幼児教育についてほか

2019年2月

代表質問の要約

(初めての代表質問)

◆防災・減災で想定される危機の範囲・感染症への危機対策

質問 (村林さとし) 東日本大震災の後、想定外という言葉が注目された時期がありました。そして、想定外をなくそうと様々な想定が見直されてきました。このことは、もちろん意義のあることですが、近年の頻発する災害を見ておりますと、想定外の事態とは起きるものだとあらかじめ想定しておいたほうがよいのでは、と考えるようになりました。県行政として事前に想定し備えておくべき危機とはどの範囲とお考えでしょうか。

感染症への危機対策についても質問します。地震や津波、風水害等の自然災害への備えは一定進みつつあると評価しておりますが、では、新型インフルエンザなど社会的影響が大きい感染症への対応はいかがでしょうか。私はまさに事前に想定し、備えておくべき危機であると考えます。どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

答弁 (危機管理統括監 服部浩) 三重県地域防災計画を策定し、災害対応を行っています。

この計画では、地震、津波、風水害などの自然災害に加え、危険物施設等の事故、航空機、列車、船舶の事故、油の流出事故、近県における原子力施設の事故、大規模火災、林野火災についても対策を規定し、想定される事案の発生に備えているところでございます。

答弁 (医療保健部長 福井敏人) 新型インフルエンザや社会的影響の大きい新感染症が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国と地方自治体が連携して対応することとなっております。

このため県では、新感染症等が発生した場合に備えまして、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定をしております。

また、国の緊急事態宣言を受けまして、県民に不要不急の外出自粛を要請するなど、感染拡大防止のため、様々な対策を進めることとしております。

新型インフルエンザやエボラ出血熱の発生を想定した患者の搬送、受け入れ訓練を毎年実施をしており、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等を行っています。

(村林さとし) この質問で私が申し上げたかったことをまとめますと、想定すべきものは事前に想定して備えるということでありましょうし、一方で、想定外の事態とは起きるものだという前提で、柔軟な対応力を持つておくことが重要なのだろうと、そのように考えたわけであります。今、不要不急の外出自粛の話なんかもありましたけれども、行政が行うべきこと、行政が県民に呼びかけるべきことというのは二つの両極端に振れるのかなというふうに感じております。一つはしっかりと適切に避難してもらうこと、もう一つは今お話をあった不要不急の外出を控えてもらうこと、自粛してもらうことという、こういう二つに大きく分かれるのかなと感じております。

解説

現在の新型コロナウィルス感染拡大の約1年前の質問になります。

さすがに当時は、感染症がこれほど長引き、経済に影響が出るものだということまでは見通せませんでした。

微力ながら今後も、未来を見据えた取り組みができるよう精進して参ります。

◆水道法改正と県の役割について

質問 (村林さとし) 水というものは誰もが使う等しく受けるべきサービスです。命にかかる根本的、基本的な問題です。

今回の改正の根本には、市や町の水道事業が今後経営的に厳しくなるという見通しがあるように思います。県としての現状認識と今後の取組についてお聞かせください。

答弁 (環境生活部長 井戸畠真之) 県では、市町を対象として水道事業の基盤強化に係る勉強会を平成28年度から開催しております。

事情の異なる県内全ての水道事業が持続可能となる仕組みづくりを検討します。

また、市町からは毎年、国の補助金の充実や水道事業会計への繰出基準の見直し等について要望をいただいているところですが、こうした項目に加え、水道事業が持続可能となる仕組みづくりについても、国に対し、提言、要望を行っていきたいと考えております。

◆豊かな海再生と水質規制

質問 (村林さとし) 鳥羽の漁師のおっしゃった言葉がずっと私の心の中に残っています。それは「きれいな水は要らん、豊かな水をくれ」というものです。まじりつけのない、不純物のない全くの真水、化学式のH₂Oのようなものを海に流せばど

うなるのか。海を薄めてしまうことになります。山に降った雨が様々な養分を含んで川を伝って海にまで至る。このときの水の成分、水質こそが理想なのです。このときの水は、ただの化学式のH₂Oではありませんよね。これまでの排水規制、排水基準、水質規制は、今日まで重要な役割を果たしてきたと考えますが、これから時代はもう一歩進んだ考え方が必要です。

まず、農林水産部にお伺いします。ノリの色落ちの問題で、海がきれいになり過ぎたのが原因ではないか、栄養塩類、窒素、リンなどの不足が原因ではないかという話をよく聞きます。ノリの色落ちと窒素、リンの因果関係を水産研究所なりで突きとめていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

答弁 (農林水産部長 岡村昌和) 水産研究所におきまして1980年代から調査を行っておりまして、この結果、海水中の窒素量の低下が黒ノリの色落ちの要因の一つであるということが明らかとなっております。

質問 (村林さとし) 窒素、リン、栄養塩類が不足すれば豊かな海にならないということが、今の答弁で明らかになったわけですが、環境生活部はいかがですか。

答弁 (環境生活部長 井戸畠真之) 恐らく複合的な要因があると思いますので、引き続き、様々な調査研究しながら、また必要に応じて国のほうへは要望していくたいと考えております。

解説

このときの環境生活部は、消極的な答弁にとどまりましたが、この後も継続的に取り組みました結果、県の環境基本計画に「豊かな海」という考え方を盛り込んでもらうことができました。また、これまで削減一辺倒だった、栄養塩類について、「適切に管理する」という考え方への転換を、県として国へ提言してくれるまでになっています。

◆農閑期・農繁期における人と仕事の多様な組み合わせ

質問 (村林さとし) 伊勢農協の方からお話を伺う機会がありました。農業で食べていくためには365日仕事があるようにすることが重要であると。しかし、実際は非常に忙しい時期と全く仕事のない時期ができてしまいやすい。一方で育てている作物の違いから忙しい時期は経営体ごとにずれていることもある。こうした忙しい時期、仕事のない時期の違う経営体をうまく組み合わせて、マッチング、コードィネートして365日仕事があるようにしていくことが重要で、農業協同組合のこれからとの仕事の一つになるだろうということでした。

農業を若者定住のための働く場として捉えたときに、非常に重要な視点であると考えますが、県として農協と連携して取り組んでいっていただけないものでしょうか。

答弁 (農林水産部長 岡村昌和) 若者の働く場づくりといたしまして、今後は新たに、若者などの労働力を農繁期が異なる産地間で融通し合う仕組みなどを構築するということが必要であると考えております。JA、また市町などとも連携いたしまして検討を進めてまいりたいと考えております。

◆高齢者施策と老人クラブ（老人会）について

質問 (村林さとし) 今の60歳の方は若いですよね。それが60歳以上から加入するという原則がかえって老人会への加入を妨げているんじゃないかという声を聞きますがいかがですか。

答弁 (医療保健部長 福井敏人) 加入年齢ですが、これは国の補助要綱で運営要綱が定められておりまして、加入の会員の年齢は60歳以上と決められております。

一方で、会員の加入年齢を60歳以上としつつも、特定の年齢層に重点的に加入を促進することは可能でございますので、地域の実情に応じて御検討いただければというふうに思っております。

…その他の質問項目…

- ◆次世代のための均衡ある県土ビジョン
- ◆道路沿いの樹木について
- ◆行政事務手続の簡素化 など

2019年6月 代表質問の要約

◆指定緊急避難場所の点検

質問 (村林さとし) いわゆる一次避難場所と言われているものについての質問です。

高台まで行く避難経路が手すりもないような急な坂道で、お年寄りにはとても上れないというような声を聞きました。また、避難した先の高台の多くがただの野原なんです。津波が引くまで半日とか1日とか、マダニが出る野原に避難して本当に大丈夫なのか心配です。

市や町とともに指定緊急避難場所の点検、見直し、確認をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁 (防災対策部長 日沖正人) 国から指定緊急避難場所について、収容人数や安全性、管理の状況などの適切性について適時の見直しを行うよう通知があり、各市町に見直しを依頼しているところであります。

指定緊急避難場所においては、例えば、地域で実施する避難訓練の結果や土砂災害警戒区域の指定状況などを踏まえ、市町だけでなく、地域住民と一緒にになって点検を行い、必要に応じて見直しを検討していただきたいと考えております。今後とも市町と連携して、見直しや点検に向けた取組を行っていきたいと考えております。

◆応急仮設住宅の考え方

質問 (村林さとし) 応急仮設住宅の必要戸数をどれだけと見積もっておられるのか、そしてその準備はどれだけ整ってきているのか、充足数をお聞かせください。

答弁 (防災対策部長 日沖正人) 数字的なものを申し上げますと、応急仮設住宅、建設型、借上型を合わせて約2万3000戸が必要となっておるという想定です。一定数が確保できているものと考えております。

提起 (村林さとし) 私の住んでおる南伊勢町では、過去最大クラスの津波が来たという場合の必要な戸数が677戸で足りるということになっています。恐らく南伊勢町に住んでいる人がこの話を聞いたらびっくりすると思います。1万2000人からいるところで、20メートルからの津波が来てかなり浸水するはずなのに677戸で足りると。なので、積算の部分がおかしいように感じます。

解説

これは町議会議員さんに教えて頂いて取り組んでいる問題です。なかなか進まずにいたのですが、去年の12月、防災の常任委員会で質問したところ、国の方で見直しの動きがあるという答弁でした。

これを好機として、仮設住宅の見積もりが現実に合うものとなるよう更に取り組みます。

…その他の質問項目…

- ◆道路冠水対策について
- ◆漁業者の円滑な事業継承について
- ◆看護師確保対策について など

普段の生活の中で感じていることやご意見等もお気軽に。

■発行：編集「村林さとし事務所」 〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4
TEL:0599-67-0067 FAX:0599-67-0068
「村林さとし後援会」 ホームページ <http://www.murabayashi.net>